12　森林情報利用推進官は、民有林野の森林資源に係る情報の利用及び森林に関する先端的な技術の活用の推進に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
13　（略）
（削る）
14～16　（略）
（山地災害対策室並びに森林土木専門官、治山対策官、災害復興指導官、海岸林復旧指導官、長寿命化推進官、山地防災緊急対策官、林地利用指導官、保安林調整官、訟務官及び災害査定官）
第三百九十三条　治山課に、山地災害対策室並びに森林土木専門官二人、治山対策官一人、災害復興指導官一人、海岸林復旧指導官一人、長寿命化推進官一人、山地防災緊急対策官一人、林地利用指導官一人、保安林調整官一人、訟務官一人及び災害査定官一人を置く。
2～7　（略）
（削る）
8～12　（略）
（削る）
13　（略）
（福利厚生室並びに企画官、管理官、災害補償専門官、厚生専門官及び営繕専門官）
第三百九十五条　（略）
2　福利厚生室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
二　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第三条第二項第三号の規定により農林水産省に設けられた共済組合に関すること。
三・四　（略）
3～8　（略）
（国有林野管理室並びに企画官、技術開発調査官、造林企画官、森林土木専門官、災害対策分析官、森林除染対策官、樹木採取権登録官、国有林野利用調整官、鑑定調整官及び測定専門官）
第三百九十七条　業務課に、国有林野管理室並びに企画官九人、技術開発調査官一人、造林企画官一人、森林土木専門官二人、災害対策分析官一人、森林除染対策官一人、樹木採取権登録官一人、国有林野利用調整官一人、鑑定調整官一人及び測定専門官一人を置く。
2～13　（略）
（計画調整官、企画官、森林施業調整官、測定技術指導官、鑑定官、設計指導官、災害対策分析官、災害対策専門官及び流域保全治山対策専門官）
第四百五十三条　北海道森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官二人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官二人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、東北森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、関東森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官二人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人、災害対策専門官一人

（新設）
12　（略）
13　森林保険企画官は、森林保険に関する総合的な企画及び立案並びに推進に関する事務を行う。
14～16　（略）
（山地災害対策室並びに森林土木専門官、治山対策官、災害復興指導官、海岸林復旧指導官、海岸林造成推進官、長寿命化推進官、山地防災緊急対策官、林地利用指導官、保安林調整官、訟務官、災害対策調整官及び災害査定官）
第三百九十三条　治山課に、山地災害対策室並びに森林土木専門官二人、治山対策官一人、災害復興指導官一人、海岸林復旧指導官一人、海岸林造成推進官一人、長寿命化推進官一人、山地防災緊急対策官一人、林地利用指導官一人、保安林調整官一人、訟務官一人、災害対策調整官一人及び災害査定官一人を置く。
2～7　（略）
8　海岸林造成推進官は、災害を受けた海岸防災林の復旧に関する事務のうち国民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体と協力して行う活動の推進及び災害廃棄物の再生利用の促進に関する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
9～13　（略）
14　災害対策調整官は、治山課の所掌事務に係る災害復旧に関する重要事項についての調査、企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。
15　（略）
（福利厚生室並びに企画官、管理官、災害補償専門官、厚生専門官及び営繕専門官）
第三百九十五条　（略）
2　福利厚生室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　（略）
二　国家公務員共済組合法第三条第二項第三号の規定により農林水産省に設けられた共済組合に関すること。
三・四　（略）
3～8　（略）
（国有林野管理室並びに企画官、技術開発調査官、造林企画官、森林土木専門官、災害対策分析官、森林除染対策官、樹木採取権登録官、国有林野利用調整官、鑑定調整官及び測定専門官）
第三百九十七条　業務課に、国有林野管理室並びに企画官十人、技術開発調査官一人、造林企画官一人、森林土木専門官二人、災害対策分析官一人、森林除染対策官一人、樹木採取権登録官一人、国有林野利用調整官一人、鑑定調整官一人及び測定専門官一人を置く。
2～13　（略）
（計画調整官、企画官、森林施業調整官、測定技術指導官、鑑定官、設計指導官、災害対策分析官、災害対策専門官及び流域保全治山対策専門官）
第四百五十三条　北海道森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官二人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官二人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、東北森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人、災害対策専門官一人及び流域保全治山対策専門官一人を置き、関東森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官二人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人、災害対策分析官一人、災害対策専門官一人